

令和2年4月23日

各 学 部 長  
地 域 創 造 学 環 長  
光 医 工 学 研 究 科 長  
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長  
電 子 工 学 研 究 所 長  
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長  
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長  
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長  
国 際 連 携 推 進 機 構 長  
未 来 社 会 デ ザ イ ン 機 構 長  
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長  
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長  
附 属 図 書 館 長  
事 務 局 長  
技 術 部 長  
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業等に  
伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教  
職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第2報】

標記については、令和2年2月28日付け「新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第1報】」により通知しているところですが、新型コロナウイルス感染症については、感染者数が増加し、また、感染者が確認された地域が拡大しているところであり、令和2年4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が政府から発出されたところ。さらに、令和2年4月16日には、同宣言の対象区域に属する都道府県が7都府県から静岡県を含む全47都道府県にまで拡大されたところ。

このような状況において、緊急事態宣言の発令に伴う認定こども園・保育所等における登園自粛が様々な市区町村から示されていることから、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて

別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第1報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和2年2月28日付け「新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）【第1報】」は、本日をもって廃止します。

## 記

### 第1報からの主な変更点

I 後述の変更に伴い、通知文の題名を次表のとおり変更することとした。

下線は変更箇所

変更前（第1報）	変更後（第2報）
新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）	新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業 <u>等</u> に伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教職員に対する就業上の取扱いについて（通知）

II 「特別な休暇」の取得要件を次表のとおり変更することとした。

下線は変更箇所

変更前（第1報）	変更後（第2報）
<p>中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）又は特別支援学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する子を養育する教職員が、その子の世話（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、特別支援学級等が臨時休業となったことに伴う世話に限る。）のためやむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）又は特別支援学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級に在籍する子を養育する教職員が、その子の世話（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、特別支援学級等（以下「<u>小学校等</u>」という。）が臨時休業となったこと又は<u>小学校等が所在する市区町村からの登校・登園自粛要請に基づき登校又は登園を自粛したこと</u>に伴う世話に限る。）のためやむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合</p>

III 「休暇の期間」を次表のとおり変更することとした。

下線は変更箇所

変更前（第1報）	変更後（第2報）
<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する<u>保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、特別支援学級等</u>が臨時休業となった期間のうちで、特に必要と認められる期間</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する<u>小学校等が臨時休業となった期間</u>又は<u>小学校等が所在する市区町村からの登校・登園自粛要請の対象となった期間</u>のうちで、特に必要と認められる期間</p>

（本件担当）  
 国立大学法人 静岡大学  
 総務部職員課  
 電 話 054-238-4419  
 F A X 054-238-3274

新型コロナウイルス感染症に関し、小学校等の臨時休業等に  
伴い子の世話のためにやむを得ず勤務することができない教  
職員に対する就業上の取扱い

下記の特別な休暇を設ける。

なお、この特別な休暇は、政府からの発表、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状  
況、厚生労働省等からの通知等を踏まえて見直すことがある。

## 記

### 1. 取得要件

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）又は特別  
支援学校若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別  
支援学級に在籍する子を養育する教職員が、その子の世話（新型コロナウイルス感  
染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する保育園、幼稚園、小学校、特別  
支援学校、特別支援学級等（以下「小学校等」という。）が臨時休業となったこと  
又は小学校等が所在する市区町村からの登校・登園自粛要請に基づき登校又は登園  
を自粛したことに伴う世話に限る。）のためやむを得ず勤務しないことが相当であ  
ると認められる場合

### 2. 休暇の期間

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためにその子が在籍する小学校  
等が臨時休業となった期間又は小学校等が所在する市区町村からの登校・登園自  
粛要請の対象となった期間のうちで、特に必要と認められる期間

### 3. 休暇の種類及び単位

特別な休暇とする。

必要に応じて1日、半日又は1時間を単位として取り扱う。

### 4. 有給又は無給の区別

有給とする。

### 5. 休暇の請求

教職員は、この特別な休暇を請求する場合には、事前に特別休暇届（特別休暇を

請求するときに用いる休暇簿をいう。以下同じ。)により請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ請求することができない場合には、事後速やかに請求しなければならない。

特別休暇届には、次の事項を記載する。

- ・ 休暇の期間
- ・ 子の氏名及び学年並びに子が在籍する施設の名称
- ・ 子の世話をする者が休暇の請求者以外にいないことに関する説明

#### 6. 出勤簿の処理

部局の総務担当は、この特別な休暇を取得した教職員に係る出勤簿については、この特別な休暇を取得した日の上段には「×」を、下段には「有給」と記載するとともに、摘要欄にその事由及び期間を記載するものとする。